

## 妊婦さんに対する生活必需物品供給事業のお知らせ

【事業内容】妊婦さんへの新型コロナウイルス感染症の感染予防のため、生活必需物品を供給します。

【対象者】嘉手納町に住民票があり、供給を受ける日において妊婦である方

※すでに出産されている方は該当しません。

【配布物品】使い捨てマスク

手指消毒用アルコール（携帯用）

※出産予定日によって配布数が異なります。

【事業の実施期間】令和2年9月7日～令和3年3月31日まで

【受取方法】同封の受領書を持参の上、嘉手納町役場までお越しください。

※代理の方でも受領可能です。その際は、対象者の親子健康手帳をご持参ください。

【受取場所】嘉手納町役場 子ども家庭課

【受給拒否の方法】拒否の届出書を嘉手納町役場子ども家庭課へ提出してください。様式は当課で準備しています。または、嘉手納町役場ホームページよりダウンロードして提出してください。

